

地域限定通訳案内士試験ガイドライン

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>I. 試験全体について</p> <p>(1) 目的・位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験の目的は、「地域限定通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定すること」(外国人観光旅客の<u>旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律</u> (以下「<u>外客旅行容易化法</u>」という。) <u>第14条第1項</u>) であり、出題方針も、通訳案内の実務に沿った内容、レベルの問題を出題することとする。 ・試験は、地方自治法第2条第8項による自治事務である。 <p>(2) 試験方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験は、原則として、毎年少なくとも1回行う。 ・受験資格は、不問とする。 ・試験科目は、筆記(第1次)試験については「外国語」並びに当該都道府県の区域における「地理」、「歴史」及び「産業、経済、政治及び文化」とし、口述(第2次)試験については「<u>通訳案内の実務</u>」とする。 	<p>I. 試験全体について</p> <p>(1) 目的・位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験の目的は、「地域限定通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定すること」(外国人観光旅客の<u>来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律</u> (以下「<u>外客来訪促進法</u>」という。) <u>第26条第1項</u>) であり、出題方針も、通訳案内の実務に沿った内容、レベルの問題を出題することとする。 ・試験は、地方自治法第2条第8項による自治事務である。 <p>(2) 試験方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験は、原則として、毎年少なくとも1回行う。 ・受験資格は、不問とする。 ・試験科目は、筆記(第1次)試験については「外国語」並びに当該都道府県の区域における「地理」、「歴史」及び「産業、経済、政治及び文化」とし、口述(第2次)試験については「<u>通訳案内の実務</u>」(<u>外国語及び人物考査</u>) とする。

- ・「外国語」の筆記試験（以下「外国語筆記試験」という。）は、地域限定通訳案内士の業務を適切に行うために必要な読解力、日本文化等についての説明力、語彙力等の総合的な外国語の能力を問うものとし、当分の間、事業実施地域の制限のない通訳ガイドの資格を得るための試験（以下「通訳案内士試験」という。）と同一の出題とする。そのため、試験の実施日時は、外国語筆記試験に関しては、通訳案内士試験の実施日時に合わせるものとする。なお、当該都道府県の区域に係る「地理」、「歴史」及び「産業、経済、政治及び文化」の筆記試験（以下「地理等筆記試験」という。）並びに口述試験についてはこの限りではない。
- ・同一年度実施される通訳案内士試験と、地域限定通訳案内士試験の同時受験は妨げない。この場合、通訳案内士試験の外国語筆記試験の結果を、地域限定通訳案内士試験の外国語筆記試験においても共有することとする。
- ・同一年度実施される複数の都道府県知事が実施する地域限定通訳案内士試験の同時受験は妨げない。この場合、一の都道府県知事が実施する地域限定通訳案内士試験の外国語筆記試験の結

- ・筆記試験は、難易度の極端に高いものであってはならない。
- ・外国語の筆記試験（以下「外国語筆記試験」という。）は、地域限定通訳案内士の業務を適切に行うために必要な読解力、説明力、語彙力等の総合的な外国語の能力を問うものとし、当分の間、事業実施地域の制限のない通訳ガイドの資格を得るための試験（以下「通訳案内士試験」という。）と同一の出題とする。そのため、試験の実施日時は、外国語筆記試験に関しては、通訳案内士試験の実施日時に合わせるものとする。なお、当該都道府県の区域に係る「地理」、「歴史」並びに「産業、経済、政治及び文化」の筆記試験（以下「地理等筆記試験」という。）及び口述試験についてはこの限りではない。
- ・同一年度実施される通訳案内士試験と、地域限定通訳案内士試験の同時受験は妨げない。この場合、通訳案内士試験の外国語筆記試験の結果を、地域限定通訳案内士試験の外国語筆記試験においても共有することとする。
- ・同一年度実施される複数の都道府県知事が実施する地域限定通訳案内士試験の同時受験は妨げない。この場合、一の都道府県知事が実施する地域限定通訳案内士試験の外国語筆記試験の結

<p>果を、他の都道府県知事が実施する地域限定通訳案内士試験の外国語筆記試験においても共有することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地理等筆記試験は、当該都道府県の観光の魅力に関する事項のうち外国人観光旅客の関心の強いものについての知識を問うものとする。 ・地理等筆記試験は、都道府県で出題のベースとなる既存の資料、新たに作成するテキスト等（以下「資料等」という。）を指定し、その資料等から出題することとする。 ・口述試験は、総合的な外国語の能力並びに当該都道府県の区域に係る地理、歴史、産業、経済、政治及び文化に係る正確な知識を活用して行われる、<u>通訳案内の現場で必要とされるコミュニケーションを図るための実践的な能力</u>について判定するものとする。 ・口述試験は、当該都道府県の観光の魅力に関する事項のうち外国人観光旅客の関心の強いものを題材として、受験者に通訳案内の業務を擬似的に行わせることにより実施するものとする。 <p>(3) 試験委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域限定通訳案内士試験委員（以下「試験委員」という。）は、原則として、外国語筆記試験については外国語ごとに2人以上、地理等筆記試験については 	<p>果を、他の都道府県知事が実施する地域限定通訳案内士試験の外国語筆記試験においても共有することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地理等筆記試験は、当該都道府県の観光の魅力に関する事項のうち外国人観光旅客の関心の強いものについての知識を問うものとする。 ・地理等筆記試験は、都道府県で出題のベースとなる既存の資料、新たに作成するテキスト等（以下「資料等」という。）を指定し、その資料等から出題することとする。 ・口述試験は、総合的な外国語の能力並びに当該都道府県の区域に係る地理、歴史、産業、経済、政治及び文化の知識を活用した<u>コミュニケーションを図るための実践的な能力のほか、地域限定通訳案内士として必要な適性</u>について判定するものとする。 ・口述試験は、当該都道府県の観光の魅力に関する事項のうち外国人観光旅客の関心の強いものを題材として、受験者に通訳案内の業務を擬似的に行わせることにより実施するものとする。 <p>(3) 試験委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域限定通訳案内士試験委員（以下「試験委員」という。）は、原則として、外国語筆記試験については外国語ごとに2人以上、地理等筆記試験については
--	---

<p>科目ごとに2人以上、口述試験については外国語ごとに2人以上選任されるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験委員は、筆記試験においては、試験問題の作成、答案の採点及び合否の判定に関する事務を行い、口述試験においては、試験問題の作成及び合否の判定に関する事務を行う。 ・試験問題の作成に当たっては、問題案を作成する試験委員と内容をチェックする試験委員を分けるなど、十分なチェック体制を確立し、一部の受験者だけに有利になる問題、内容に偏りがある問題等の出題を回避する。 ・外国語筆記試験に係る試験委員については、通訳案内士試験における当該外国語筆記試験の試験委員全員を選任した上で、上記の業務を行わせるものとする。 <p>(4) 合否判定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筆記試験の合否判定については、科目ごとに合格基準点を設定し、すべての科目について合格基準点に達しているか否かを判定することにより行う。受験者には筆記試験の合否のほか、科目ごとに合格基準点に達したか否かを通知する。 ・筆記試験の各科目については、本ガイドラインに従い、科目ごとに目標とす 	<p>科目ごとに2人以上、口述試験については外国語ごとに2人以上選任されるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験委員は、筆記試験においては、試験問題の作成、答案の採点及び合否の判定に関する事務を行い、口述試験においては、試験問題の作成及び合否の判定に関する事務を行う。 ・試験問題の作成に当たっては、問題案を作成する試験委員と内容をチェックする試験委員を分けるなど、十分なチェック体制を確立し、一部の受験者だけに有利になる問題、内容に偏りがある問題等の出題を回避する。 ・外国語筆記試験に係る試験委員については、通訳案内士試験における当該外国語筆記試験の試験委員全員を選任した上で、上記の業務を行わせるものとする。 <p>(4) 合否判定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筆記試験の合否判定については、科目ごとに合格基準点を設定し、すべての科目について合格基準点に達しているか否かを判定することにより行う。受験者には筆記試験の合否のほか、科目ごとに合格基準点に達したか否かを通知する。 ・筆記試験の各科目については、本ガイドラインに従い、科目ごとに目標とす
---	---

<p>る平均点を設定して問題作成を行い、あらかじめ合格基準点を設定しておき、当該合格基準点に達しているか否かを判定することにより行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・実際の平均点が、目標とする平均点から著しく乖離した科目については、当該科目の試験委員と試験実施事務局で構成される検討会を開催する。その結果、必要があると判断された場合には、合格基準点の事後的な調整を行う。この調整は、平均点の乖離度及び得点分布を考慮して行う。・外国語筆記試験に係る上記の合否判定事務については、通訳案内士試験における当該外国語筆記試験の試験委員と同一の試験委員が、同一の基準で行う。・通訳案内士試験の受験者が、同一年度に実施される地域限定通訳案内士試験を併願した場合は、通訳案内士試験の外国語筆記試験に合格したことをもって、当該地域限定通訳案内士試験の同一の外国語筆記試験に合格したこととみなす。・一の都道府県知事が実施する地域限定通訳案内士試験の受験者が、同一年度に実施される他の都道府県知事が実施する地域限定通訳案内士試験を併願した場合は、一の都道府県知事が実施する地域限定通訳案内士試験の外国語筆記試験に合格したことをもって、他の	<p>る平均点を設定して問題作成を行い、あらかじめ合格基準点を設定しておき、当該合格基準点に達しているか否かを判定することにより行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・実際の平均点が、目標とする平均点から著しく乖離した科目については、当該科目の試験委員と試験実施事務局で構成される検討会を開催する。その結果、必要があると判断された場合には、合格基準点の事後的な調整を行う。この調整は、平均点の乖離度及び得点分布を考慮して行う。・外国語筆記試験に係る上記の合否判定事務については、通訳案内士試験における当該外国語筆記試験の試験委員と同一の試験委員が、同一の基準で行う。・通訳案内士試験の受験者が、同一年度に実施される地域限定通訳案内士試験を併願した場合は、通訳案内士試験の外国語筆記試験に合格したことをもって、当該地域限定通訳案内士試験の同一の外国語筆記試験に合格したこととみなす。・一の都道府県知事が実施する地域限定通訳案内士試験の受験者が、同一年度に実施される他の都道府県知事が実施する地域限定通訳案内士試験を併願した場合は、一の都道府県知事が実施する地域限定通訳案内士試験の外国語筆記試験に合格したことをもって、他の
--	--

<p>都道府県知事が実施する地域限定通訳案内士試験の同一の外国語筆記試験に合格したとみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> 口述試験の合否判定については、本ガイドラインに従い、あらかじめ評価項目ごとに具体的な評価基準を設定した上で、合格基準点（原則として6割）に達しているか否かを判定することにより行う。 <p>(5) 試験免除</p> <ul style="list-style-type: none"> 一の外国語による地域限定通訳案内士試験の筆記試験に合格した者が、同一の都道府県知事が実施する当該外国語による次回の地域限定通訳案内士試験を受験する場合は、外国語筆記試験を免除する。 一の外国語による地域限定通訳案内士試験に合格した者が、同一の都道府県知事が実施する他の外国語による地域限定通訳案内士試験を受験する場合は、地理等筆記試験を免除する。 地域限定通訳案内士試験の筆記試験の一部の科目について合格基準点に達した者が、同一の都道府県知事が実施する次回の地域限定通訳案内士試験を受験する場合は、当該科目（外国語については同じ種類の外国語に限る。）についての筆記試験を免除する。 一の外国語による通訳案内士試験に合 	<p>都道府県知事が実施する地域限定通訳案内士試験の同一の外国語筆記試験に合格したとみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> 口述試験の合否判定については、本ガイドラインに従い、あらかじめ評価項目及び各評価項目ごとの合格基準点を設定しておき、当該合格基準点に達しているか否かを判定することにより行う。 <p>(5) 試験免除</p> <ul style="list-style-type: none"> 一の外国語による地域限定通訳案内士試験の筆記試験に合格した者が、同一の都道府県知事が実施する当該外国語による次回の地域限定通訳案内士試験を受験する場合は、外国語筆記試験を免除する。 一の外国語による地域限定通訳案内士試験に合格した者が、同一の都道府県知事が実施する他の外国語による地域限定通訳案内士試験を受験する場合は、地理等筆記試験を免除する。 地域限定通訳案内士試験の筆記試験の一部の科目について合格基準点に達した者が、同一の都道府県知事が実施する次回の地域限定通訳案内士試験を受験する場合は、当該科目（外国語については同じ種類の外国語に限る。）についての筆記試験を免除する。 一の外国語による通訳案内士試験に合
---	--

格した者が、当該外国語による地域限定通訳案内士試験を受験する場合は、外国語筆記試験を免除する。

- ・一の外国語による通訳案内士試験の外国語筆記試験について合格基準点に達した者が、当該試験終了後最初に実施される当該外国語による地域限定通訳案内士試験を受験する場合は、外国語筆記試験を免除する。
- ・一の外国語による地域限定通訳案内士試験に合格した者が、他の都道府県知事が実施する当該外国語による地域限定通訳案内士試験を受験する場合は、外国語筆記試験を免除する。
- ・一の外国語による地域限定通訳案内士試験の外国語筆記試験について合格基準点に達した者が、他の都道府県知事が当該試験終了後最初に実施する当該外国語による地域限定通訳案内士試験を受験する場合は、外国語筆記試験を免除する。
- ・公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の一級に合格した者が、英語による地域限定通訳案内士試験を受験する場合は、外国語筆記試験（英語）を免除する。
- ・一般財団法人日本中国語検定協会が実施する中国語検定試験の一級に合格した者が、中国語による地域限定通訳案内士試験を受験する場合は、外国語筆

格した者が、当該外国語による地域限定通訳案内士試験を受験する場合は、外国語筆記試験を免除する。

- ・一の外国語による通訳案内士試験の外国語筆記試験について合格基準点に達した者が、当該試験終了後最初に実施される当該外国語による地域限定通訳案内士試験を受験する場合は、外国語筆記試験を免除する。
- ・一の外国語による地域限定通訳案内士試験に合格した者が、他の都道府県知事が実施する当該外国語による地域限定通訳案内士試験を受験する場合は、外国語筆記試験を免除する。
- ・一の外国語による地域限定通訳案内士試験の外国語筆記試験について合格基準点に達した者が、他の都道府県知事が当該試験終了後最初に実施する当該外国語による地域限定通訳案内士試験を受験する場合は、外国語筆記試験を免除する。
- ・財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の一級に合格した者が、英語による地域限定通訳案内士試験を受験する場合は、外国語筆記試験（英語）を免除する。

記試験（中国語）を免除する。

- ・ 特定非営利活動法人ハングル能力検定協会が実施する「ハングル」能力検定試験の一級に合格した者が、韓国語による地域限定通訳案内士試験を受験する場合は、外国語筆記試験（韓国語）を免除する。

(6) 複数都道府県合同試験

- ・ 外客旅行容易化法に基づく各「外客来訪促進地域」を構成する都道府県については、当該地域内の都道府県の全部又は一部により合同で試験を実施することができる。
- ・ 複数の試験地で試験を行う場合は、同一の時間帯に同一の時間割により試験を行うこととする。
- ・ 地理等筆記試験については、合同試験の場合であっても、都道府県ごとに当該都道府県の観光の魅力に関する事項を問う問題を作成し、個別に試験を行う。この場合、受験者が同一年度内に複数の都道府県の試験を受験できるように、都道府県ごとに時間をずらして実施することとする。
- ・ 口述試験については、各都道府県が共通の試験委員を選定することで、各都道府県が共通で一度に試験を実施することができることとする。この場合は、

(6) 複数都道府県合同試験

- ・ 外客来訪促進法に基づく各「外客来訪促進地域」（いわゆる「国際観光テーマ地区」）を構成する都道府県については、当該地域内の都道府県の全部又は一部により合同で試験を実施することができる。
- ・ 複数の試験地で試験を行う場合は、同一の時間帯に同一の時間割により試験を行うこととする。
- ・ 地理等筆記試験については、合同試験の場合であっても、都道府県ごとに当該都道府県の観光の魅力に関する事項を問う問題を作成し、個別に試験を行う。この場合、受験者が同一年度内に複数の都道府県の試験を受験できるように、都道府県ごとに時間をずらして実施することとする。
- ・ 口述試験については、各都道府県が共通の試験委員を選定することで、各都道府県が共通で一度に試験を実施することができることとする。この場合は、

<p>合否の判定についても共通で行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口述試験では、通訳案内の実務に関して、受験する都道府県の観光の魅力に関する事項を題材とした質問も行う。 ・上記の合同試験で複数都道府県の試験に合格した場合であっても、地域限定通訳案内士の登録申請は、本人が登録を希望する個々の都道府県に対してそれぞれ行う。 <p>(7) 試験実施事務関連事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験事務を代行させる場合、指定試験機関は、<u>一般社団法人又は一般財団法人</u>であり、かつ、本ガイドラインに基づいて適正かつ確実に試験を実施できる体制の整っている団体でなければならない。 ・試験事務を代行する指定試験機関は、受験者数と合格者数など試験の実施結果について、都道府県知事に報告しなければならない（<u>外客旅行容易化法第20条第1項</u>）。 ・国土交通大臣は、試験事務の適正かつ正確な実施を確保するため必要があると認めるときは、試験の実施経過と実施結果について、都道府県知事に報告を求めることができるものとする（<u>地方自治法第245条の4第1項</u>）。 ・受験願書を作成するに当たっては、通 	<p>合否の判定についても共通で行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口述試験では、通訳案内の実務に関して、受験する都道府県の観光の魅力に関する事項を題材とした質問も行う。 ・上記の合同試験で複数都道府県の試験に合格した場合であっても、地域限定通訳案内士の登録申請は、本人が登録を希望する個々の都道府県に対してそれぞれ行う。 <p>(7) 試験実施事務関連事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験事務を代行させる場合、指定試験機関は、<u>民法第34条に基づく公益法人</u>であり、かつ、本ガイドラインに基づいて適正かつ確実に試験を実施できる体制の整っている団体でなければならない。 ・試験事務を代行する指定試験機関は、受験者数と合格者数など試験の実施結果について、都道府県知事に報告しなければならない（<u>外客来訪促進法第32条第1項</u>）。 ・国土交通大臣は、試験事務の適正かつ正確な実施を確保するため必要があると認めるときは、試験の実施経過と実施結果について、都道府県知事に報告を求めることができるものとする（<u>地方自治法第245条の4第1項</u>）。 ・受験願書を作成するに当たっては、通
---	--

訳案内士試験の受験願書の例に倣い、試験免除を希望する受験者がその旨を記載することができるように留意するものとする。また、通訳案内士試験や他の都道府県知事が実施する地域限定通訳案内士試験を同時受験する場合についても、受験者がその旨を記載することができるよう留意するものとする。

II. 地域限定通訳案内士の試験実施に対する観光庁長官の同意の基準について

(1) 法定要件

- ・観光庁長官の同意の要件は、外客旅行容易化法第4条第3項第5号に規定されており、①「当該地域限定通訳案内士試験が行われる都道府県内の計画地域が、地域固有の観光の魅力についての通訳案内に対する外国人観光旅客の需要に応ずるに足りる適当な通訳案内士が不足しているため、地域限定通訳案内士の育成及び確保を図る必要があると認められる地域であること」、②「当該地域限定通訳案内士試験が、円滑かつ確実に実施されると見込まれること」、とされている。この要件を満たすかどうかの判断は、その趣旨を踏まえ、具体的には、以下に掲げる基準に基づき行うものとする。

訳案内士試験の受験願書の例に倣い、試験免除を希望する受験者がその旨を記載することができるように留意するものとする。また、通訳案内士試験や他の都道府県知事が実施する地域限定通訳案内士試験を同時受験する場合についても、受験者がその旨を記載することができるよう留意するものとする。

II. 地域限定通訳案内士の試験実施に対する国土交通大臣の同意の基準について

(1) 法定要件

- ・国土交通大臣の同意の要件は、外客来訪促進法第4条第3項第5号に規定されており、①「当該地域限定通訳案内士試験が行われる都道府県内の計画地域が、地域固有の観光の魅力についての通訳案内に対する外国人観光旅客の需要に応ずるに足りる適当な通訳案内士が不足しているため、地域限定通訳案内士の育成及び確保を図る必要があると認められる地域であること」、②「当該地域限定通訳案内士試験が、円滑かつ確実に実施されると見込まれること」、とされている。この要件を満たすかどうかの判断は、その趣旨を踏まえ、具体的には、以下に掲げる基準に基づき行うものとする。

(2) 具体的基準

- ・ 都道府県内の外客来訪促進地域を訪れる外国人観光旅客の国籍ごとの数を勘案して、当該都道府県内において活動している通訳案内士の数が現に不足している、又は近い将来に不足すると見込まれる外国語についての地域限定通訳案内士試験が行われるものであること。
- ・ 当該都道府県知事により最初に行われる地域限定通訳案内士試験の実施計画の案が地域限定通訳案内士試験実施基準（平成18年国土交通省告示第737号）に基づき適切に策定されており、かつ、当分の間、当該地域限定通訳案内士試験が継続して行われることが見込まれること。
- ・ 外国語の筆記試験については、通訳案内士試験と同一の出題とし、観光庁長官（独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）が試験事務を行う場合にあっては、機構）との間において、通訳案内士試験と同一の試験委員を選任することのほか費用の負担割合等に関して合意がなされていること。
- ・ 当該都道府県の区域に係る地理等筆記試験に関する資料等が指定されていること。

(2) 具体的基準

- ・ 都道府県内の外客来訪促進地域を訪れる外国人観光旅客の国籍ごとの数を勘案して、当該都道府県内において活動している通訳案内士の数が現に不足している、又は近い将来に不足すると見込まれる外国語についての地域限定通訳案内士試験が行われるものであること。
- ・ 当該都道府県知事により最初に行われる地域限定通訳案内士試験の実施計画の案が地域限定通訳案内士試験実施基準（平成18年国土交通省告示第737号）に基づき適切に策定されており、かつ、当分の間、当該地域限定通訳案内士試験が継続して行われることが見込まれること。
- ・ 外国語の筆記試験については、通訳案内士試験と同一の出題とし、国土交通大臣（独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）が試験事務を行う場合にあっては、機構）との間において、通訳案内士試験と同一の試験委員を選任することのほか費用の負担割合等に関して合意がなされていること。
- ・ 当該都道府県の区域に係る地理等筆記試験に関する資料等が指定されていること。

- ・当該都道府県知事その他の者により、通訳案内士及び地域限定通訳案内士に対する研修の実施、外国人観光旅客のニーズに適合した通訳案内士及び地域限定通訳案内士を紹介するための仕組みの整備、地域限定通訳案内士の団体の形成に向けた支援その他の通訳案内士及び地域限定通訳案内士の育成のための措置が講じられることが見込まれること。

(3) 申請時期

- ・同意の申請は、通訳案内士試験の公告開始の少なくとも1ヶ月前までに申請するものとする。中断後に初めて実施しようとする場合も同様とする。

Ⅲ. 外国語筆記試験について

(1) 試験方法

- ・試験は、地域限定通訳案内士の業務を適切に行うために必要な読解力、日本文化等についての説明力、語彙力等の総合的な外国語の能力を問うものとする。
- ・出題する外国語は、通訳案内士試験において実施されているもの（英語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、中国語、イタリア語、ポルトガル語、口

- ・当該都道府県知事その他の者により、通訳案内士及び地域限定通訳案内士に対する研修の実施、外国人観光旅客のニーズに適合した通訳案内士及び地域限定通訳案内士を紹介するための仕組みの整備、地域限定通訳案内士の団体の形成に向けた支援その他の通訳案内士及び地域限定通訳案内士の育成のための措置が講じられることが見込まれること。

(3) 申請時期

- ・同意の申請は、通訳案内士試験の公告開始の少なくとも1ヶ月前までに申請するものとする。中断後に初めて実施しようとする場合も同様とする。

Ⅲ. 外国語筆記試験について

(1) 試験方法

- ・試験は、難易度の極端に高いものであってはならず、地域限定通訳案内士の業務を適切に行うために必要な読解力、説明力、語彙力等の総合的な外国語の能力を問うものとする。
- ・出題する外国語は、通訳案内士試験において実施されているもの（英語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、中国語、イタリア語、ポルトガル語、口

<p>シア語、韓国語又はタイ語)のうち、<u>観光庁長官</u>が同意をした外客来訪促進計画において定められているものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験の方法は、記述式とする。 ・試験時間は、120分とする。 ・毎年の出題レベルをできる限り同じにするため、満点を100点とし、平均点が60点程度となるような出題に努める。 ・当分の間、通訳案内士試験と同一の出題とし、合否判定についても、通訳案内士試験と同一の試験委員が行うものとする。 ・出題は概ね、外国語文の読解問題2題(配点35点程度)、外国語文和訳問題1題(15点程度)、和文外国語訳問題1題(15点程度)、外国語による説明(あるテーマ、用語について外国語で説明する)問題1題(20点程度)、単語外国語訳問題1題(15点程度)を基準とする。 	<p>シア語、韓国語又はタイ語)のうち、<u>国土交通大臣</u>が同意をした外客来訪促進計画において定められているものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験の方法は、記述式とする。 ・試験時間は、120分とする。 ・毎年の出題レベルをできる限り同じにするため、満点を100点とし、平均点が60点程度となるような出題に努める。 ・当分の間、通訳案内士試験と同一の出題とし、合否判定についても、通訳案内士試験と同一の試験委員が行うものとする。 ・出題は概ね、外国語文の読解問題2題(配点35点程度)、外国語文和訳問題1題(15点程度)、和文外国語訳問題1題(15点程度)、外国語による説明(あるテーマ、用語について外国語で説明する、<u>あるいは、日本語の文章を外国語で要約する</u>)問題1題(20点程度)、単語外国語訳問題1題(15点程度)を基準とする。 ・<u>読解問題は、長文かつ高度な内容のものとし</u>ない。 ・<u>和文外国語訳問題では、難解な日本語(ことわざ等)は避ける。</u> ・<u>単語外国語訳問題では、発音やアクセントについては質問しない。</u> ・<u>単語外国語訳問題については、単に知</u>
---	---

<p>・ <u>言語によっては、多肢選択式（マークシート方式）による出題を組み合わせることとする。この場合によっても、外国語文和訳問題 1 題、和文外国語訳問題 1 題、外国語による説明問題 1 題は記述式により出題するものとする。</u></p> <p>(2) 合否判定</p> <p>・ <u>合否判定は、平均点が 60 点程度となることを前提に、概ね 70 点を合格基準点として行う。</u></p> <p>IV. 地理筆記試験について</p> <p>(1) 試験方法</p> <p>・ <u>試験は、当該都道府県の観光魅力に関する事柄のうち外国人観光旅客の関心の強いものについての知識を問うものとする。</u></p> <p>・ <u>試験の方法は、多肢選択式（マークシート方式）とする。</u></p> <p>・ <u>試験時間は、40 分とする。</u></p> <p>・ <u>毎年の出題レベルをできる限り同じに</u></p>	<p><u>識の有無を問うというその性格にかんがみ、1 問 1 点とし、前記の配点に合わせて問題数を調整する。中間点を評価する際は、0.5 点単位の得点を認める。</u></p> <p>(2) 合否判定</p> <p>・ <u>合否判定は、原則として 70 点を合格基準点とし、当該合格基準点に達しているか否かを判定することにより行う。</u></p> <p>IV. 地理筆記試験について</p> <p>(1) 試験方法</p> <p>・ <u>試験は、難易度の極端に高いものであってはならず、当該都道府県の観光魅力に関する事柄のうち外国人観光旅客の関心の強いものについての知識を問うものとする。</u></p> <p>・ <u>試験の方法は、多肢選択式とする。</u></p> <p>・ <u>試験時間は、40 分とする。</u></p> <p>・ <u>毎年の出題レベルをできる限り同じに</u></p>
---	--

<p>するため、満点を 100 点とし、平均点が 60 点程度となるような出題に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題の数は、40 問程度とする。 ・内容は、都道府県において指定した資料等をベースとし、地図や写真を使った問題も 3 割程度出題する。 <p>(2) 合否判定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合否判定は、<u>平均点が 60 点程度となることを前提に、概ね 60 点を合格基準点として行う。</u> <p>V. 歴史筆記試験について</p> <p>(1) 試験方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験は、当該都道府県の観光魅力に関する事柄のうち外国人観光旅客の関心の強いものについての知識を問うものとする。 ・試験の方法は、<u>多肢選択式（マークシート方式）</u>とする。 ・試験時間は、40 分とする。 ・毎年の出題レベルをできる限り同じにするため、満点を 100 点とし、平均点が 60 点程度となるような出題に努める。 ・問題の数は、40 問程度とする。 	<p>するため、満点を 100 点とし、平均点が 60 点程度となるような出題に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題の数は、40 問程度とする。 ・内容は、都道府県において指定した資料等をベースとし、地図や写真を使った問題も 3 割程度出題する。 <p>(2) 合否判定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合否判定は、<u>原則として 60 点を合格基準点とし、当該合格基準点に達しているか否かを判定することにより行う。</u> <p>V. 歴史筆記試験について</p> <p>(1) 試験方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験は、<u>難易度の極端に高いものであってはならず、</u>当該都道府県の観光魅力に関する事柄のうち外国人観光旅客の関心の強いものについての知識を問うものとする。 ・試験の方法は、多肢選択式とする。 ・試験時間は、40 分とする。 ・毎年の出題レベルをできる限り同じにするため、満点を 100 点とし、平均点が 60 点程度となるような出題に努める。 ・問題の数は、40 問程度とする。
--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・内容は、都道府県において指定した資料等をベースとし、地図や写真を使った問題も出題する。 <p>(2) 合否判定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合否判定は、<u>平均点が 60 点程度となることを前提に、概ね 60 点を合格基準点として行う。</u> <p>VI. 産業、経済、政治及び文化筆記試験について</p> <p>(1) 試験方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験は、当該都道府県の観光魅力に関する事柄のうち外国人観光旅客の関心の強いものについての知識を問うものとする。 ・試験の方法は、<u>多肢選択式（マークシート方式）</u>とする。 ・試験時間は、40 分とする。 ・毎年の出題レベルをできる限り同じにするため、満点を 100 点とし、平均点が 60 点程度となるような出題に努める。 ・問題の数は、40 問程度とする。 ・内容は、都道府県において指定した資料等をベースとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内容は、都道府県において指定した資料等をベースとし、地図や写真を使った問題も出題する。 <p>(2) 合否判定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合否判定は、<u>原則として 60 点を合格基準点とし、当該合格基準点に達しているか否かを判定することにより行う。</u> <p>VI. 産業、経済、政治及び文化筆記試験について</p> <p>(1) 試験方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験は、<u>難易度の極端に高いものであってはならず、</u>当該都道府県の観光魅力に関する事柄のうち外国人観光旅客の関心の強いものについての知識を問うものとする。 ・試験の方法は、多肢選択式とする。 ・試験時間は、40 分とする。 ・毎年の出題レベルをできる限り同じにするため、満点を 100 点とし、平均点が 60 点程度となるような出題に努める。 ・問題の数は、40 問程度とする。 ・内容は、都道府県において指定した資料等をベースとする。
---	---

(2) 合否判定

- ・合否判定は、平均点が 60 点程度となることを前提に、概ね 60 点を合格基準点として行う。

VII. 口述試験について

(1) 試験方法

- ・試験は、総合的な外国語の能力並びに当該都道府県の区域に係る地理、歴史並びに産業、経済、政治及び文化に係る正確な知識を活用して行われる、通訳案内の現場で必要とされるコミュニケーションを図るための実践的な能力について判定するものとする。
- ・試験を受けることができる外国語は、受験者が筆記試験において選択したものと同一のものとする。
- ・試験は、当該都道府県の観光の魅力に関する事項のうち外国人観光旅客の関心の強いものを題材として、受験者に通訳案内の業務を擬似的に行わせることにより実施するものとする。
- ・試験時間は、8分程度とする。
- ・終了者からの問題の漏洩を避けるため、当該時間帯の間、終了者を未受験者と別の部屋に待機させ、通信機器を預かる等の措置を取るとともに、時間帯によって大きな差が出ないように、質問

(2) 合否判定

- ・合否判定は、原則として 60 点を合格基準点とし、当該合格基準点に達しているか否かを判定することにより行う。

VII. 口述試験について

(1) 試験方法

- ・試験は、総合的な外国語の能力並びに当該都道府県の区域に係る地理、歴史並びに産業、経済、政治及び文化の知識を活用したコミュニケーションを図るための実践的な能力のほか、地域限定通訳案内士として必要な適性について判定するものとする。
- ・試験を受けることができる外国語は、受験者が筆記試験において選択したものと同一のものとする。
- ・試験は、当該都道府県の観光の魅力に関する事項のうち外国人観光旅客の関心の強いものを題材として、受験者に通訳案内の業務を擬似的に行わせることにより実施するものとする。
- ・試験時間は、8分程度とする。
- ・試験実施方法は、受験者ごとに質問事項が大きく異なることがないような方法とする。そのため、4～5パターンの問題群を作成し、試験の時間帯を2時間ごとに区切り、その間の受験者に

内容のレベルを合わせるなど、受験者間で不公平が生じないような方法とする。

(2) 合否判定

- ・ 合否判定に当たっては、試験官ごとに基準が大きく異なることがないよう、あらかじめ以下の評価項目ごとに、具体的な評価基準を設定しておくものとする。合否判定は、原則として6割を合格基準点とし、当該合格基準点に達しているか否かを判定することにより行う。

評価項目

- ・ プレゼンテーション
- ・ コミュニケーション（臨機応変な対応力、会話継続への意欲等）
- ・ 文法及び語彙
- ・ 発音及び発声

は同じ問題群を出題する。終了者からの問題の漏洩を避けるため、当該時間帯の間、終了者を未受験者と別の部屋に待機させ、通信機器を預かる等の措置を取る。各問題群は、例えば日本人の生活や習慣の分野から1問、日本の伝統文化の分野から1問、現代日本社会の分野から1問というように出題分野を統一するとともに、時間帯によって大きな差が出ないように、質問内容のレベルを合わせる。

(2) 合否判定

- ・ 合否判定は、試験官ごとに基準が大きく異なることがないよう、あらかじめ以下の評価項目ごとに、具体的な合格基準点を設定しておくものとする。その上で、すべての評価項目について当該合格基準点に達しているか否かを判定することにより行う。

評価項目

- ・ 聞き取り能力
- ・ 表現力
- ・ 発音及び文法の正確性
- ・ 質問に対する回答能力
- ・ 上記に掲げるもののほか、旅行者に対する配慮の適切性、通訳案内業務に対する十分な意欲等
地域限定通訳案内士として必要な適性